

福岡県吹奏楽連盟 規約

- 第1条 本連盟は福岡県吹奏楽連盟と称する。
- 第2条 当連盟は、主たる事務所を福岡市博多区博多駅前2丁目1-1 福岡朝日ビル3階 朝日新聞福岡本部内に置く。
- 2 当連盟は従たる事務所として連絡所を設置し、連絡所において会計管理および出納事務を行う。
- 3 連絡所の責任者は事務局長とし、その所在地は理事会の議決を経た細則においてこれを定める。
- 第3条 当連盟は福岡県内に存する次の地区連盟の統合体として組織する。
- ・九州吹奏楽連盟北九州支部（北九州地区）
 - ・九州吹奏楽連盟筑豊支部（筑豊地区）
 - ・九州吹奏楽連盟福岡支部（福岡地区）
- 2 当連盟の代表者は一般社団法人全日本吹奏楽連盟の正会員となる。
- 第4条 当連盟は前条の地区連盟における専門部の連絡協議会として、次の部門別吹奏楽連盟を組織する。
- ・福岡県小学生吹奏楽連盟
 - ・福岡県中学校吹奏楽連盟
 - ・福岡県高等学校吹奏楽連盟
 - ・福岡県大学吹奏楽連盟
 - ・福岡県職場吹奏楽連盟
 - ・福岡県一般吹奏楽連盟
- 第5条 当連盟は一般社団法人全日本吹奏楽連盟定款第3条に掲げる目的に則り、福岡県内の芸術文化の発展と、所属団体相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第6条 当連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 吹奏楽コンクール、マーチングコンテスト、アンサンブルコンテスト
小学生バンドフェスティバル〈フロア部門・ステージ部門〉
- (2) 講習会、研究会等の開催
- (3) 県内の吹奏楽普及事業の助成
- (4) その他適当と認めた事業
- 第7条 本連盟に次の役員をおく。
- (1) 理事 20名以内
- (2) 監事 3名（各地区連盟の役員より1名）
- 第8条 当連盟の役員の選任にかかる手続き、並びに理事の職階については、細則でこれを定める。
- 第9条 役員の職務は次のとおりとする。
- (1) 理事長は当連盟を代表し、その運営を統括する。
- (2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長が不在のときはその職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を組織し、当連盟の事業運営に必要な事項を審議し決定する。
- (4) 常任理事は理事長および副理事長を補佐し、理事会の決定に基づき日常の業

務を遂行する。

(5) 監事は当連盟の事業の運営並びに会計を監査する。

第10条 役員の任期は次のとおりとする。

(1) 役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

(2) 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または後任者の残任期間とする。

第11条 事務局は当連盟の事務を処理する。

(1) 事務局には事務局員を置き、その他の職員を置くことができる。

(2) 事務局員は理事会で選任し、総会の承認を必要とする。

(3) 事務局員は当連盟の庶務、会計の処理にあたり、事務局長がこれを統括する。

(4) 職員は理事長が任免する。

(5) 職員は有給とすることができる。

第12条 当連盟に名誉会長および会長を置くことができる。

2 名誉会長および会長は理事会の議決により推戴する。

3 名誉会長および会長の処遇は細則にてこれを定める。

第13条 当連盟に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会で推薦し、理事長が委嘱する。

3 顧問は理事会および理事長の諮問機関とする。

4 顧問の処遇は細則にてこれを定める。

第14条 会議は総会、理事会、常任理事会、部門別委員会とする。

第15条 総会は役員および地区連盟加盟の団体数に応じて定められた代議員をもって構成する。

2 定例総会は毎年1回会計年度終了後、理事長が招集する。

3 臨時総会は、総会の構成員の3分の1の要求があったとき、および理事長が必要と認めたとき理事長がこれを招集する。

第16条 総会は次の事項を議決する。

(1) 選任された役員の承認

(2) 事業計画および収支予算

(3) 事業報告および収支決算

(4) 規約の決定および改正

(5) その他当連盟に関する事項で理事会が必要と認める事項

第17条 理事会は理事をもって構成し、理事長がこれを招集する。

第18条 理事会は次の事項を決定する。

(1) 総会に付議すべき議題の原案

(2) 役員、監事の選任に関する事項

(3) 細則の決定および改正

(4) 名誉会長、会長、顧問などの推薦に関する事項

(5) その他の事項

第19条 常任理事会は理事長、副理事長、常任理事をもって構成し、必要に応じて理事長が招集する。

- 第20条 常任理事の事務は次のとおりとする。
- (1) 理事会に提案する議案の起草、報告事項の作成、会議運営の準備
 - (2) 総会および理事会決定事項の処理
 - (3) 全日本吹奏楽連盟、九州吹奏楽連盟およびその他の文化団体との連絡
 - (4) その他事業遂行に必要な事務
- 第21条 部門別委員会は地区連盟部門別専門部の代表および当連盟役員をもって構成し、部門別吹奏楽連盟となる。
- 2 部門別吹奏楽連盟の規約は別に定める。
- 第22条 総会の議長は理事の互選とする。
- 2 理事会および常任理事会の議長は理事長とする。
- 3 委員会の議長は委員長とする。
- 第23条 会議は構成員の過半数の出席で成立し、委任状をもって出席とみなすことができる。
- 第24条 会議の議決は出席者の過半数の賛成で決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 2 ただし、本規約の改廃については前項の規定を適用せず、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第25条 当連盟の加盟は地区連盟への加盟をもって成立する。
- 第26条 各地区連盟は毎年12月末日までに、その年度の当連盟への加盟費（以下「県連費」という）を加盟団体数により納入する。
- 2 県連費の金額については、細則で定める。
- 第27条 加盟団体は当連盟を任意に退会することができる。
- 2 加盟団体の退会の手続きは地区連盟規約に従う。
- 3 加盟団体が地区連盟の構成員たる資格を失ったときは、当連盟の構成員たる資格も同時に失う。
- 第28条 当連盟の経費は県連費、補助金、賛助金、寄付金およびその他の収入をもってあてる。
- 2 当連盟の経理事務にかかる細則は、九州吹奏楽連盟会計細則を準用する。
- 第29条 当連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第30条 本規約についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。
- 第31条 本連盟の設立年月日は昭和48年4月1日とする。

附則

- 第32条 昭和48年4月1日 規約制定
- 第33条 令和元年4月18日 規約改正
- 第34条 令和7年4月17日 規約改正